

答弁書第十四号

内閣参申第一七号

昭和二十四年三月四日

内閣總理大臣 吉 田 茂

参議院議長 松 平 恒 雄 殿

参議院議員池田恒雄君提出農業所得税計算要領に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出農業所得税計算要領に関する質問に対する答弁書

一 所得標準率は、市町村又は大字等の地域内において、通常の農家（收穫、必要経費及び供出等の状況が通常の状態にある農家）又は農業經營の状況の類似した農家について調査した所得の基準である。

二 緑肥については、收入金額として計算するときは同額を必要経費とする事になるので、計算省略の意味で收入金額として計算しないのである。もみがら、麦わら等については、その交換価値が、皆無であるか、又は極めて僅少であるので、收入金額として計算しない取扱をしている。

三 実情に應じて税務署が認定する。

四 (1) 耕作反別税は、地方税法第百三條に定められている地方税である。水利地益税は、地方税法第百二十條に定められている地方税である。

(2) 必要経費に算入される。

五 農具の耐用年限は、当該物品について具体的に定める。鎌類、熊手等は、通常耐用年限二年以下の小

農具であり、脱穀機、モータ等は、通常耐用年限二年を超える大農具である。

六 現行の租税は、各税法を通じ取得價格を基礎として減價償却額を計算し、これによる所得に應ずる負担を定めているのであるから、この態勢が變更されない限り、時價によつて減價償却額を計算することは妥当でない。立法論としては、目下研究中である。

七 相当規模の明きよ排水事業等は、通常土地改良事業であり、耕地の破損、欠壊等を補修する工事は、通常土地の價値を維持する程度の事業であるが、いずれも個々の事業について、具体的な事情に應じてこれを判定する。

八 農業經營上の雜費も、これを必要経費に計算している。

1 農家收入となる主なる農業生産物の公定生産者價格は別紙一のとおりであるがその價格決定方式は次のとおりである。

(1) 主食についてはパリティ計算による。即ち農家の購入物資の價格と均衡を得た米價を求めるとする

考え方であつて昭和九年—十一年を基準年次としている農業パリティ指数は二十三年産麦、馬鈴薯の

生産者價格決定の際は一一〇、二十三年産米及甘藷の價格決定の際は一三二、二九である。

(2) 蔗の價格は右のバリティ計算によつて得た米價に米價と蔗價との比率(大正十年—昭和五年)を乗じて二十三年産春蔗の價格を、上蔗の生産者の販賣掛目を標準掛目五、六〇〇掛(取引系量一四%の蔗では一貫目当り七八四円)と決定した。

(3) 野菜、薪炭その他の農產物についても概ね(1)の農業パリティ指数を採用して公定價格を決定している。

2 農業用生産資材中主なるもの(家畜、農具、肥料)の公定價格は別紙(二)のとおりであるが家屋及び家畜には公定價格はない。

肥料の闇價格は、公定價格に対し、硫安約十倍、石灰窒素約五倍、過磷酸石灰約六倍の状況である。

農機具は除草機は概ね公定價格と闇價格が一致し、すき、くわ、かま等は闇價格がやや下廻つてゐる。

別紙(二)

主食

玄米 (三等二重俵込)

一、四七五円
(六〇匁)

大麦 (同)

七六九ヶ
(五二・五匁)

裸小麦

六〇匁)

甘薯 (二等)

一〇貫俵込)

馬鈴薯

(一等)

一〇貫俵込)

野菜

大根

(一貫匁)

一〇円九〇

菜類

(一貫匁)

一四円八〇

その他

菜種

(俵込)

九九〇円
(六〇匁)

ひまし

(俵込)

三三匁)

六一五円三〇

別紙(二)

1 家畜

生牛 四七、五〇〇円
生豚 九八〇〇円
馬 三三、五〇〇円

2 農機具公定價格(單位一丁)

品目 昭和二十一年 昭和二十二年 昭和二十三年

昭和二十四年

鎌 七月 一七八〇 八月 四五・五〇 九月 八九・九〇
十二月 一二四・二三

鋤 五月 六一・〇〇 九月 一六一・〇〇 九月 三一八・〇〇
十二月 三六五・六三

犁 五月 二九九・〇〇 八月 七三九・〇〇 一、五八八・〇〇
八月 三九四・九八

除草機 五月 七二・六〇 八月 一九八・〇〇 四三九・〇〇
八月 四五三・四九

3 肥料(単位トン消費者價格)

品目 昭和二十一年三月 昭和二十一年七月 昭和二十二年七月

硫安 二、七三三・〇〇 七・〇六〇 一二、七九四

石灰窒素 二、三六八・〇〇 五、七六〇 一〇、五六八

過磷酸石灰 一、三六九・八四 二、七九六 五、四五二

(1) 配給している物資の中生産資材の三種についてみれば次の如くである。

(イ) 肥料(昭和二十三肥料年度_{自昭和二十三年八月至昭和二十四年七月})の、配給数量及び價格

窒素肥料(硫安換算) 約一四〇万トン 一トン当り 一一・七九四円

磷酸肥料(過磷酸換算)

約一〇二万トン

五・四五二円

カリ肥料

約一六トン

一一・六五〇円

(ロ) 農機具及び農業(昭和二十三年一月—十二月)

農機具 約百三十億円(農林省指定工場の製品ですき以下二十三種)

農 藥 約二十六億円(農林省指定工場の製品で主として殺虫剤)

右以外は、すべて統制外であつて、配給していない。尚数量は単位があちまちなので、表示できません
いから了承されたい。

(2) 自由購入物資

種々の調査をしているが、把握が困難であつて、回答し難い。